

|             |
|-------------|
| 平成20年11月25日 |
| 記者発表        |

| 問い合わせ先 |       |           |
|--------|-------|-----------|
| 担当課    | 担当者   | 電話        |
| 技術調査課  | 辻本、諏訪 | 3085、3082 |

## 新公共調達制度の一部改定について

本年6月、建設工事や建設工事に係る委託業務における品質を確保するとともに、県内の建設業界等が健全に発展できるように、新公共調達制度を導入しました。

一方、その後の状況をみると採算が確保されていないと思われる過度の低入札が著しく増加している現状です。このような状況が続けば、工事の品質低下や事業者の経営状況が悪化することが懸念されます。

このため、県としても県議会や業界団体の要望も踏まえ、新公共調達制度の一部を改定することとしました。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

### 改定内容

(平成20年12月中旬公告分から実施)

#### 【建設工事】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施しているが、低入札が多発し、これに伴う調査が事務的に過度な負担となっている。また、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じている。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大する。

##### ○低入札調査の厳格化

予定価格1億円以上の工事については、従前から行っている低入札調査に加えて、見積額等の積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか調査する等、審査を一層厳格に行う。

##### ○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格1億円以上の工事について、予定価格を事後公表とする。

##### ○民間工事实績の認定

公共機関の発注が少ない建築工事等について、民間工事の実績も認めることとする。ただし、実績の認定については、別途外部に委員会を設置し、審査することとする。

#### 【建設工事に係る委託業務】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定する。

##### ○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務について、予定価格を事後公表とする。

| 問 い 合 わ せ 先 |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 担 当 課       | 担 当 者 | 電 話       |
| 技術調査課       | 辻本、諏訪 | 3085、3082 |

## 知事定例記者会見の補足説明について

11月25日の定例記者会見における「新公共調達制度の一部改定について」の知事の説明内容について、建設工事にかかる委託業務においても、予定価格3千万円以上の業務に低入札調査を実施するとの説明がありましたが、建設工事にかかる委託業務には最低制限価格のみの設定であり、低入札調査基準価格を設定していないため低入札調査は行わないことをお知らせいたします。

## 建設工事及び建設工事に係る委託業務の低入札について

### ■ 建設工事

#### 現 状

- ・ 予定価格 5 千万円以上の工事には、「低入札調査基準価格」を設定し、この価格を下回る応札については低入札調査を実施している。
- ・ 予定価格 5 千万円未満の工事に「最低制限価格」を設定している。

「低入札調査基準価格」とは、  
 契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）をする基準となる価格。  
 「最低制限価格」とは、  
 この価格を下回ると自動的に失格となる価格。

#### H19・20の入札状況

※H20は6月から9月末契約分

|                  | 契約件数  |     | 「低入札調査」及び「最低制限価格」を下回った件数<br>( )は失格件数 |              | 低入札件数の比率 |       | 平均落札率 |       |         |       |
|------------------|-------|-----|--------------------------------------|--------------|----------|-------|-------|-------|---------|-------|
|                  | H19   | H20 | H19                                  | H20          | H19      | H20   | H19   | H20   | 内低入札契約分 |       |
|                  |       |     |                                      |              |          |       |       |       | H19     | H20   |
| 5億円以上            | 11    | 3   | (1)<br>7                             | (0)<br>1     | 63.6%    | 33.3% | 76.2% | 84.1% | 72.0%   | 74.8% |
| 3億円以上<br>～5億円未満  | 3     | 2   | (0)<br>1                             | (0)<br>0     | 33.3%    | 0.0%  | 78.1% | 93.7% | 59.3%   | 0.0%  |
| 1億円以上<br>～3億円未満  | 40    | 16  | (2)<br>16                            | (0)<br>4     | 40.0%    | 25.0% | 80.2% | 83.8% | 69.5%   | 66.7% |
| 5千万円以上<br>～1億円未満 | 78    | 31  | (1)<br>20                            | (5)<br>15    | 25.6%    | 48.4% | 83.9% | 81.2% | 72.0%   | 71.6% |
| 5千万円未満           | 2,307 | 573 | (7)<br>7                             | (284)<br>284 | 0.3%     | 49.6% | 87.6% | 84.9% | X       |       |
| 計                | 2,439 | 625 | 51                                   | 304          | 2.1%     | 48.6% | 87.3% | 84.7% | 70.6%   | 70.5% |

### ■ 建設工事に係る委託業務

#### 現 状

- ・ 予定価格 1 千万円未満の業務に「最低制限価格」を設定している。

#### 建設工事に係る委託業務

- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 土木関係建設コンサルタント業務 | <input type="radio"/> 建築関係建設コンサルタント業務 |
| <input type="radio"/> 補償関係コンサルタント業務   | <input type="radio"/> 測量業務            |
| <input type="radio"/> 地質調査業務          |                                       |

#### H19・20の入札状況

※H20は6月から9月末契約分

|                   | 契約件数  |     | 最低制限価格及び予定価格の70%を下回った件数 |     | 低入札件数の比率 |       | 平均落札率 |       |
|-------------------|-------|-----|-------------------------|-----|----------|-------|-------|-------|
|                   | H19   | H20 | H19                     | H20 | H19      | H20   | H19   | H20   |
| 3千万円以上            | 21    | 1   | 5                       | 0   | 23.8%    | 0.0%  | 78.7% | 88.3% |
| 1千万円以上<br>～3千万円未満 | 153   | 46  | 31                      | 40  | 20.3%    | 87.0% | 82.0% | 54.2% |
| 1千万円未満            | 1,304 | 226 | 253                     | 59  | 19.4%    | 26.1% | 83.9% | 72.9% |
| 計                 | 1,478 | 273 | 289                     | 99  | 19.6%    | 36.3% | 83.7% | 69.8% |

## ○ 建設業者の主な意見

1. 条件付き一般競争入札を、従来の様な指名競争入札に戻して欲しい。  
→ 困難
2. 県内公共工事が少ない。このままでは会社の経営維持ができない。  
→ 国全体で十数年前の約半分以下の状況で、和歌山県も同様の状況となっている。  
→ ただし、ここ数年の推移を見ると、10数パーセント以上減少している他府県もある中で、和歌山県は数パーセントの減少。
3. 予定価格3千万円以上で総合評価方式を導入しているが、一部業者に落札が固定される懸念がある。  
→ 優良業者の育成の観点から導入した制度であり、今後の動向を注視したい。
- ◎ 4. 予定価格について、事後公表として欲しい。ただし、段階的に（予定価格1億円以上）実施して欲しい。  
→ 予定価格1億円以上を事後公表。
- ◎ 5. 中小規模の工事については、低入札の度合いが著しく、このままでは、業者が疲弊してしまう。  
→ 最低制限価格の対象工事を予定価格5千万円未満から予定価格1億円未満に拡大
- ◎ 6. 全体工事量が減少しているため、極力県内業者に発注して欲しい。  
→ 県内業者で履行可能な工事及び業務は、できる限り県内業者に発注している。  
→ なお、建築工事等については、民間工事の実績も認める。
- ◎ 7. 入札公告から落札決定までの手続きに時間を要しており、技術者の配置や資材の手配などに支障が生じている。  
→ 可能な限り手続きを簡素化したり、システム化し、手続き期間の短縮に努めているが、さらに改善したい。（5との関連で期間を短縮）
8. 燃料油、鋼材、生コンなど資材単価が市場単価と乖離している。  
→ 燃料油、鋼材は、従来、3ヶ月に一度の見直しを当面1ヶ月に一度としている。  
→ それ以外についても、できるだけ市場単価を反映するよう見直しをしている。今後とも指摘があれば調査の上、迅速に対応する。

## 建設工事における「最低制限価格」等について

- 建設工事については、予定価格 5 千万円未満の工事に「最低制限価格」を設定している。
- 予定価格 5 千万円以上の工事には、「低入札調査基準価格」を設定し、この価格を下回る応札については低入札調査を実施している。

「最低制限価格」とは、

この価格を下回ると自動的に失格となる価格。

「低入札調査基準価格」とは、

契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）をする基準となる価格。

### 入 札 状 況

※H20は6月から9月末

|            | 予 定 価 格          | 契約件数   |      | 調査件数<br>( )は失格件数 |                | 平均落札率 |       |
|------------|------------------|--------|------|------------------|----------------|-------|-------|
|            |                  | H19    | H20  | H19              | H20            | H19   | H20   |
| 調査基準<br>価格 | 1億円以上            | 54件    | 21件  | (4件)<br>24件      | (0件)<br>5件     | 79.3% | 84.8% |
|            | 5千万円以上<br>～1億円未満 | 78件    | 31件  | (1件)<br>20件      | (5件)<br>15件    | 83.9% | 81.2% |
| 最低制限<br>価格 | 5千万円未満           | 2,307件 | 573件 | (7件)<br>7件       | (284件)<br>284件 | 87.6% | 84.9% |
|            | 計                | 2,439件 | 625件 | (12件)<br>51件     | (289件)<br>304件 | 87.3% | 84.7% |

## 建設工事に係る委託業務の「最低制限価格」について

- ・ 建設工事に係る委託業務については、予定価格 1 千万円未満の業務に「最低制限価格」を設定している。

### 建設工事に係る委託業務

- 土木関係コンサルタント業務
- 建築関係コンサルタント業務
- 補償関係コンサルタント業務
- 測量業務
- 地質調査業務

### 入札状況

※H20は6月から9月末

| 予 定 価 格 | 契 約 件 数       |             | 平 均 落 札 率    |              | 県外業者の受注割合    |               |
|---------|---------------|-------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
|         | H19           | H20         | H19          | H20          | H19          | H20           |
| 3千万円以上  | <b>21件</b>    | <b>1件</b>   | <b>78.7%</b> | <b>88.3%</b> | <b>85.7%</b> | <b>100.0%</b> |
| 1～3千万円  | <b>153件</b>   | <b>46件</b>  | <b>82.0%</b> | <b>54.2%</b> | <b>79.1%</b> | <b>71.7%</b>  |
| 1千万円未満  | <b>1,304件</b> | <b>226件</b> | <b>83.9%</b> | <b>72.9%</b> | <b>31.3%</b> | <b>35.0%</b>  |

最低制限  
価格

特別重点調査の概要（国土交通省）

■対象工事

企業の見積り金額が、予定価格における下表の各費目の金額を一つでも下回った工事

| 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費 |
|-------|-------|-------|-------|
| 75%   | 70%   | 60%   | 30%   |

■重点調査内容

- 業者の見積もりにおいて、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請業者等の協力等の面から、入札した価格で施工可能な具体的理由を求める。
  - ・積算内訳書において、数量総括表に対応する積算となっていること。
  - ・指定の工法となっていること。
  - ・当該工事施工に必要な費用を全て計上していること。
  - ・下請予定業者や納入予定業者等の見積もりが反映され、計数的な根拠のある合理的、現実的な積算であること。（過去1年間の取引実績を求め、取引実績金額以上であること。）
  - ・現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給料手当、法定福利費、外注経費等を適切に計上していること。
  - ・一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、地代家賃、減価償却費、租税公課等を適切に計上していること。

## 新公共調達制度の一部改定について

平成20年12月18日広告分から、新公共調達制度を一部改訂しました。

### 改定内容

#### 【建設工事】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施していましたが、低入札が多発し、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じています。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大します。

##### ○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されます。このため、当面、予定価格1億円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。

#### 【建設工事に係る委託業務】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定します。

##### ○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務については、予定価格を事後公表とします。

## 新公共調達制度の一部改定について

平成20年12月中旬から、新公共調達制度を一部改訂しました。

### 改定内容

#### 【建設工事】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施していましたが、低入札が多発し、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じています。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大します。

##### ○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されます。このため、当面、予定価格1億円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。

#### 【建設工事に係る委託業務】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定します。

##### ○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務については、予定価格を事後公表とします。

★ 上記改訂内容については、パンフレットに反映できておりませんので、ご了承下さい。

## 新公共調達制度の一部改定について

平成20年12月中旬から、新公共調達制度を一部改訂しました。

### 改定内容

#### 【建設工事】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施していましたが、低入札が多発し、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じています。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大します。

##### ○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されます。このため、当面、予定価格1億円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。

#### 【建設工事に係る委託業務】

##### ○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定します。

##### ○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務については、予定価格を事後公表とします。

★ 上記改訂内容については、パンフレットに反映できておりませんので、ご了承下さい。